

発電所の運転・建設および廃止措置状況の概要

(令和 7 年 7 月 15 日～9 月 22 日)

令和 7 年 9 月 22 日
福井県防災安全部
原子力安全対策課

1. 運転・建設状況の概要

[添付－1]

今期間の運転状況は、計画外の原子炉停止や出力抑制はなかった。

(1) 定期検査を実施中の発電所

- ・敦賀発電所 2 号機：第 18 回定期検査 (平成 23 年 8 月 29 日 ～)
- ・高浜発電所 1 号機：第 29 回定期検査 (令和 7 年 9 月 6 日 ～)
- ・高浜発電所 4 号機：第 26 回定期検査 (令和 7 年 6 月 18 日 ～)

(2) 今期間に定期検査を終了した発電所

- ・大飯発電所 3 号機：第 21 回定期検査 (令和 7 年 6 月 1 日 ～ 令和 7 年 9 月 10 日)

2. 廃止措置状況の概要

- ・敦賀発電所 1 号機
第 6 回定期事業者検査を実施中 (令和 6 年 3 月 27 日～)
建屋内廃棄物移送ルート等確保に伴う機器解体撤去作業等を実施中
- ・美浜発電所 1、2 号機
第 7 回定期事業者検査を実施中 (令和 7 年 9 月 18 日～)
タービン建屋内等の 2 次系設備、原子炉周辺設備の解体撤去作業を実施中
- ・大飯発電所 1、2 号機
第 4 回定期事業者検査を実施中 (令和 7 年 8 月 8 日～)
タービン建屋内等の 2 次系設備の解体撤去作業を実施中
- ・高速増殖原型炉もんじゅ
原子炉および炉外燃料貯蔵槽内のしゃへい体等の取出し作業を実施中
水・蒸気系等発電設備、2 次メンテナンス冷却系の解体撤去作業を実施中
- ・新型転換炉原型炉ふげん
原子炉建屋内、原子炉補助建屋内の機器等の解体撤去作業を実施中

3. 特記事項

(1) 美浜発電所の原子炉設置変更許可申請について

(美浜発電所の低レベル放射性廃棄物圧縮処理装置の設置)

(資料3-1 p. 95)

関西電力は、令和7年7月28日、美浜発電所に設置している低レベル放射性廃棄物の処理設備について、既存の溶融設備を撤去し、代替設備として低レベル放射性廃棄物圧縮処理装置(ペイラ)を設置することについて、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可申請を行った。

(2) 美浜発電所の後継機設置検討のための自主的な現地調査の実施について (資料3-1 p. 123) [添付-2]

県は、令和7年7月22日、関西電力の水田原子力事業本部長と面談し、平成23年3月12日以降見合わせていた美浜発電所の後継機設置検討のための自主的な現地調査を再開することについて報告を受けた。関西電力からは、国の制度設計、事業者による技術面・経済面での検討に加え、後継機の事業成立性を評価するため、新規制基準への適合性の観点から、地形や地質等の特性を把握し、後継機の設置の可能性有無について検討するため行うものであり、本調査の結果のみをもって後継機設置を判断するものではないことや、調査の実施について地元で丁寧な説明を行うことについて説明があった。

これに対し県は、今回の現地調査は、事業成立性検討の一環として、後継機設置の可能性の有無を検討するために行うものであり、意見を述べる段階にはないこと等の考えを伝え、調査にあたっては、地元で丁寧に説明するよう求めた。

県は、8月4日、美浜町長と面談し、関西電力による美浜発電所後継機の自主的な現地調査について、町として調査を進めることを容認したこと、関西電力に対し、安全最優先を念頭に取り組み、調査の詳細計画等、丁寧な説明を求めたことについて報告を受けた。

県としては、県が意見を述べる段階にはないこと、現地調査にかかる関西電力の今後の手続きに関しては、必要な申請等があれば、適切に対応すること等の考えを伝えた。

その後、関西電力は、9月17日、調査計画を公表した。まずは概略調査として、発電所の敷地内外を幅広く調査し、地質の概況を踏まえ、より優位なエリアを選定する。詳細調査では、選定したエリアにおいて、地形や地質の状況を把握し、原子炉等の設置に適した地質・地盤であるかを確認する。これらの調査を令和12年頃までに実施する予定である。

(3) 敦賀発電所2号機の新規制基準への適合性確認のための追加調査計画について (資料3-1 p. 124)

県は、令和7年8月21日、日本原電の坂井敦賀事業本部長と面談し、敦賀発電所2号機の設置変更許可の再申請に向けた追加調査について、今後2年間程度をかけて、K断層の調査およびその他の破砕帯等に関する調査等を行うとの説明を受けた。日本原電からは、この調査により、取得したデータの分析・評価結果を踏まえ、再申請に向けて、さらに必要な調査や従前の評価を補強するためのデータ取得等を進め、得られたデータについては、社外の専門家の意見も踏まえながら、分析・評価を行っていくことについて説明があった。

これに対し県は、今回の追加調査について、調査坑の掘削など大規模なものも含まれることから、安全を最優先に、地元で丁寧に説明しながら進めること、また、今回の追加調査の結果が取りまとまった際には、その後の方針について改めて報告することを求めた。

(4) 乾式貯蔵施設の事前了解にかかる確認事項について

(資料3-1 p. 102)

県は、令和7年8月29日、関西電力の水田原子力事業本部長と面談し、乾式貯蔵施設の事前了解までに対応を確認するとしていた4つの項目、「使用済燃料対策ロードマップの実行状況」、「原子力規制委員会による厳正な審査状況や結果」、「乾式キャスクの具体的な搬出時期の考え方」、および「立地地域の振興や課題解決に向けた取組み」について、それぞれの対応状況の説明を受けた。

「ロードマップの実行状況」については、六ヶ所再処理工場の審査対応支援のため、要員を追加派遣しており、11月までに設工認の説明を終了する予定であることや令和8年度中の竣工目標に変更がないこと、使用済MOX燃料の再処理実証研究のため、高浜発電所の使用済燃料を令和9年度から仏国オラノ社に搬出する取組みを進め、現在、輸送容器を製作していること、2030年頃の間貯蔵施設の操業開始に向けて、引き続き、最大限取り組んでいくことについて説明があった。「原子力規制委員会による厳正な審査」については、令和6年3月15日に原子炉設置変更許可申請を実施した高浜発電所の第一期分に関して、厳正な審査に対応し、安全性をしっかりと説明したことで、令和7年

5月28日に原子炉設置変更が許可されたこと、6月13日に開催された福井県原子力安全専門委員会においても安全性が確認されたことについて説明があった。「乾式キャスクの具体的な搬出時期の考え方」については、2030年頃に操業開始の中間貯蔵施設に速やかな搬出できる環境を整えるため、2030年頃に乾式貯蔵施設の運用を開始し、遅くとも2035年末までに乾式貯蔵施設から中間貯蔵施設への搬出を開始すること、乾式貯蔵施設の貯蔵量は中間貯蔵施設の受入れ可能量を超えないように管理すること等について説明があった。「立地地域の振興や課題解決に向けた取組み」について、関西電力が福井県に行く寄付に関して、客観性、透明性の高い仕組みを構築し、毎年度資金を拠出する旨を公表したことについて説明があった。

これに対し県は、乾式貯蔵施設の事前了解については、関西電力から説明があった内容も踏まえながら、県議会や立地町、原子力環境安全管理協議会の意見、原子力安全専門委員会の議論を踏まえ、総合的かつ慎重に判断していく考えを示した。

(5) 国への個別要望について

(資料 3-1 p.129)

知事は、令和7年7月17日、武藤経済産業大臣と面談し、関西電力が見直した「使用済燃料対策ロードマップ」に基づき、使用済燃料が確実に搬出できるように、これまで以上に国が前面に立って主体的に対応すること、六ヶ所再処理工場の竣工目標の確実な実現のため国が厳しく進捗管理を行うこと、使用済燃料の再処理工場への搬入までの保管のあり方も含めて、事業者間の連携・調整に国が関与する枠組みを早急に具体化すること等について要望した。

これに対し武藤大臣からは、4月に開催した使用済燃料対策推進協議会において、大臣から各事業者に対し、関西電力のロードマップも含めて、事業者全体で一層連携し、使用済燃料対策を強化するよう要請したところであり、特に六ヶ所再処理工場については、竣工目標実現に向け、官民一体で責任を持って取り組んでいくこと等の考えが示された。

(6) 原子力規制委員会委員長との意見交換について

知事は、令和7年7月29日、山中原子力規制委員会委員長と美浜町長ら地元関係者との意見交換に出席し、高経年化プラントの運転の安全性に対する原子力規制委員会の考え方について、県民・国民に分かりやすく説明すること、規制人材の育成の場として福井県を積極的に活用すること、原子力災害時の屋内退避の運用について、国民および自治体職員向けにわかりやすく周知すること等を求めた。

これらに対し、山中委員長からは、審査や日常の検査を通じて高経年化したプラントの安全を担保するとともに、国民に対して分かりやすい規制の説明をしていくこと、福井県内の規制事務所で若手の人材育成を積極的に進めていくこと、屋内退避については、自治体職員や住民一人一人に浸透させるため説明を継続していくことなどの考えが示された。

4. 安全協定に基づく異常事象の報告

今期間、安全協定に基づき報告された異常事象は2件あった。また、周辺環境への放射能の影響はなかった。

(a) 今期間、安全協定に基づき報告された異常事象（2件）

件 番	発電所名	件 名	国への 報告区分
①	高浜4号機 発生 (R 7. 7. 22) 終結 (R 7. 8. 1) [資料 No. 3-1 p. 26]	協力会社作業員の負傷 ・ 定期検査中の7月21日、原子炉補助建屋（管理区域内）でAほう酸タンク内の足場解体作業中の作業員が、高さ約1.5mの足場板に腰かけ、タンク床面に降りようとした際、掴んでいた足場材の接続金物が緩んでいたため足場材が外れ、体勢を崩し前かがみで転倒し、負傷した。 ・ 診断を受けた結果、約1～2週間の入院加療を要すると診断された。 ・ 原因は、足場板を解体した際に昇降設備が適切な場所に配置されていなかったこと、また、当該作業員が接続金物の緩んだ単管をつかみ、直接足場板から降りたことと推定した。 ・ 対策として、最後の足場板を解体する段階で昇降できる場所に昇降設備を移設するか、踏み台を設置し使用すること等を作業要領書に明記した。	—
②	高浜4号機 発生 (R 7. 7. 23) [資料 No. 3-1 p. 28]	蒸気発生器伝熱管の損傷 ・ 定期検査中、3台ある蒸気発生器（SG）の伝熱管全数について、渦流探傷検査を実施したところ、C-SGの伝熱管2本について、いずれも管支持板部付近に外面（2次側）からの減肉とみられる信号指示が認められた。 ・ また、A-SGの伝熱管1本およびC-SGの伝熱管1本の高温側管板上部に内面（1次側）からの割れとみられる信号指示が認められた。 ・ 外面から減肉が認められた原因は、伝熱管表面の稠密なスケール（2次冷却水に含まれる鉄分が付着したもの）の一部が、運転に伴い剥離し、管支持板下面に留まり、そのスケールに伝熱管が繰り返し接触したことで発生した摩耗減肉と推定した。 ・ 内面からの割れの原因は、既往知見である応力腐食割れと推定した。 ・ 対策として、きずが認められた伝熱管4本については、高温側および低温側管板部で施栓し、使用しないこととした。 ・ また、管板、各管支持板上面に落下したスケールが次の運転サイクル中に伝熱管をきず付けないよう、小型高圧洗浄装置によりSG器内を洗浄した。	法律

《添付資料》

1. 原子力発電所の運転および廃止措置状況 (p. 添付 1-1)
2. 美浜発電所後継機の自主的な現地調査計画の策定 (p. 添付 2-1)

原子力発電所の運転および廃止措置状況

原子力安全対策課
令和7年9月22日現在

1. 運転中のプラント（設備容量 8基 計 773.8万kW）

項 目 発電所名		現 状	利用率・稼働率（％）		発電電力量（億 kWh）	
			令和7年度	運開後累計	令和7年度	運開後累計
日本原子力発電(株) 敦賀発電所	2号機	定期検査中 (H23.8.29～未定)	0.0	49.1	0.0	1,992.9
			0.0	49.1		
関西電力(株) 美浜発電所	3号機	運転中 (起動：R7.5.21、並列：R7.5.23 営業運転再開：R7.6.18)	66.6	56.3	20.1	1,986.3
			65.5	56.5		
関西電力(株) 大飯発電所	3号機	運転中 (起動：R7.8.14、並列：R7.8.16 営業運転再開：R7.9.10)	50.6	67.2	21.9	2,341.4
			50.1	66.7		
	4号機	運転中 (起動：R7.2.20、並列：R7.2.22 営業運転再開：R7.3.19)	102.5	71.7	44.4	2,416.7
			100.0	71.0		
関西電力(株) 高浜発電所	1号機	定期検査中 (R7.9.6～ R7.12下旬予定)	104.5	53.7	31.7	1,975.7
			100.0	54.0		
	2号機	運転中 (起動：R7.2.8、並列：R7.2.10 営業運転再開：R7.3.7)	104.5	54.0	31.6	1,946.3
			100.0	54.2		
	3号機	運転中 (起動：R7.6.1、並列：R7.6.4 営業運転再開：R7.6.30)	59.4	71.1	18.9	2,201.6
			57.7	69.8		
	4号機	定期検査中 (R7.6.18～ R7.11中旬予定)	54.4	70.7	17.3	2,168.5
			51.3	69.6		
		合 計	65.6	61.1	186.2	16,959.7
			68.1	60.6		

(注1) 利用率・稼働率・電力量は令和7年8月末現在、累計は営業運転開始以降。また、利用率・稼働率は四捨五入、電力量は切り捨て

(上段) 設備利用率＝ $\frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間}} \times 100 (\%)$ (下段) 時間稼働率＝ $\frac{\text{発電時間}}{\text{暦時間}} \times 100 (\%)$

2. 各発電所の特記事項（令和7年7月15日～9月22日）

（1）運転中のプラント

発電所名	状況
美浜3号機	運転中（R7. 6.18 ～） ・原子炉起動（R7. 5.21 13:00）、並列（R7. 5.23 18:00）、営業運転開始（R7. 6.18 17:30） ・次回定期検査の予定（R8. 6 中旬）
大飯3号機	運転中（R7. 9.10 ～） ・原子炉起動（R7. 8.14 21:00）、並列（R7. 8.16 17:00）、営業運転開始（R7. 9.10 15:00） ・次回定期検査の予定（R8.10 上旬）
大飯4号機	運転中（R7. 3.19 ～） ・原子炉起動（R7. 2.20 21:00）、並列（R7. 2.22 20:15）、営業運転開始（R7. 3.19 16:00） ・次回定期検査の予定（R8. 2 下旬）
高浜2号機	運転中（R7. 3. 7 ～） ・原子炉起動（R7. 2. 8 13:00）、並列（R7. 2.10 17:00）、営業運転開始（R7. 3. 7 15:00） ・次回定期検査の予定（R8. 1 下旬）
高浜3号機	運転中（R7. 6.30 ～） ・原子炉起動（R7. 6.1 20:00）、並列（R7. 6.4 17:00）、営業運転開始（R7. 6.30 15:10） ・次回定期検査の予定（R8. 4 上旬）

（2）定期検査中のプラント

（再稼働プラント）

発電所名	状況
高浜1号機	第29回定期検査中（R7. 9. 6 ～ R7.12 下旬） ・発電停止（R7. 9. 6 11:03）、原子炉停止（R7. 9. 6 13:21）
高浜4号機	第26回定期検査中（R7. 6.18 ～ R7.11 中旬） ・発電停止（R7. 6.18 11:00）、原子炉停止（R7. 6.18 13:30）

（長期停止中のプラント）

発電所名	状況
敦賀2号機	第18回定期検査中（H23. 8.29 ～ 未定） ・発電停止（H23. 5. 7 17:00）、原子炉停止（H23. 5. 7 20:00）※ ※ 運転中の平成23年5月2日に1次冷却材中の放射能濃度が上昇し、その後監視強化をする中で燃料からの漏えいの疑いがあることから、5月7日に原子炉を停止 安全性向上対策工事（完了時期未定） （新規制基準への対応） 日本原子力発電㈱は、平成27年11月5日に原子力規制委員会に対して、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可申請を行ったが、同委員会は、令和6年11月13日に「基準に適合していると認められない」として、許可しないことを決定した。 日本原子力発電㈱は、再申請に向けて必要な追加調査を実施する。

(3) 廃止措置中のプラント

発電所名	状況
ふげん	廃止措置中（H20. 2. 12 ～ ） ・ 原子炉建屋内機器等の解体撤去作業中（R4. 12. 26 ～ ） ・ 原子炉補助建屋内機器等の解体撤去作業中（R6. 8. 26 ～ ）
もんじゅ	廃止措置中（H30. 3. 28 ～ ） ・ 原子炉および炉外燃料貯蔵槽内のしゃへい体等の取出し作業を実施中（R5. 6. 2 ～ ） ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去中（R5. 7. 3 ～ ） ・ 2次メンテナンス冷却系の解体撤去中（R7. 4. 14 ～ ）
敦賀1号機	廃止措置中（H29. 4. 19 ～ ） ・ 建屋内廃棄物移送ルート等確保に伴う機器解体撤去作業中（R6. 10. 1 ～ ） ・ 軽油貯蔵タンク他の解体撤去作業中（R7. 4. 21 ～ ） 第6回定期事業者検査中（R6. 3. 27 ～ 未定）
美浜1号機 美浜2号機	廃止措置中（H29. 4. 19 ～ ） ・ 2次系設備の解体撤去作業中（1号機 H30. 4. 2 ～ 、2号機 H30. 3. 12 ～ ） ・ 原子炉周辺設備の解体撤去作業中（R4. 10. 24 ～ ） 第7回定期事業者検査中（R7. 9. 18 ～ R8. 2 中旬予定）
大飯1号機 大飯2号機	廃止措置中（R元. 12. 11 ～ ） ・ 2次系設備の解体撤去作業中（R2. 4. 1 ～ ） 第4回定期事業者検査中（R7. 8. 8 ～ R8. 1 上旬予定）

3. 原子力規制委員会への申請状況（令和7年9月22日時点）

(1) 新規規制基準適合性に係る申請を実施中のプラント

発電所名	申請	申請日	補正書提出日	許認可日
敦賀2号機	保安規定変更認可	H27. 11. 5	-	-

(2) 高経年化制度に係る申請を実施中のプラント

発電所名	申請	申請日	補正書提出日	許認可日
高浜2号機	長期施設管理計画認可（50年目）	R6. 12. 25	R7. 2. 12	-

4. 燃料輸送実績（令和7年7月15日～9月22日）

<新燃料輸送>

なし

<使用済燃料輸送>

なし

5. 低レベル放射性廃棄物輸送実績（令和7年7月15日～9月22日）

発電所名	概要
高浜発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、均質固化体 480 本、充填固化体 792 本（輸送容器 159 個）を搬出 (R7. 9. 5 発電所出港)
敦賀発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体 1,440 本（輸送容器 180 個）を搬出 (R7. 9. 12 発電所出港)

新規制基準適合審査等に係る許認可の実績

1. 新規制基準適合性に係る申請

発電所		申請	申請日	補正書提出日	許認可日
美浜	3号機	原子炉設置変更許可	H27. 3. 17	H28. 5. 31, H28. 6. 23	H28. 10. 5
		工事計画認可	H27. 11. 26	H28. 2. 29, H28. 5. 31, H28. 8. 26, H28. 10. 7	H28. 10. 26
		保安規定変更認可	H27. 3. 17	R 1. 7. 31	R 2. 2. 27
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可	H25. 7. 8	H28. 5. 18, H28. 11. 18, H29. 2. 3, H29. 4. 24	H29. 5. 24
		工事計画認可	H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{※1}	H28. 12. 1, H29. 4. 26, H29. 6. 26, H29. 7. 18, H29. 8. 15	H29. 8. 25
		保安規定変更認可	H25. 7. 8	H28. 12. 1, H29. 8. 25	H29. 9. 1
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可	H27. 3. 17	H28. 1. 22, H28. 2. 10, H28. 4. 12	H28. 4. 20
		工事計画認可	H27. 7. 3	H27. 11. 16, H28. 1. 22, H28. 2. 29, H28. 4. 27, H28. 5. 27	H28. 6. 10
		保安規定変更認可	R 1. 7. 31	－	R 3. 2. 15
	3、4号機	原子炉設置変更許可	H25. 7. 8	H26. 10. 31, H26. 12. 1, H27. 1. 28	H27. 2. 12
		工事計画認可	3号機 H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{※2}	H27. 2. 2, H27. 4. 15, H27. 7. 16, H27. 7. 28	H27. 8. 4
			4号機 H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{※2}	H27. 2. 2, H27. 4. 15, H27. 9. 29	H27. 10. 9
		保安規定変更認可	H25. 7. 8	H27. 6. 19, H27. 9. 29	H27. 10. 9
	1～4号機	原子炉設置変更許可 ^{※3}	R 1. 9. 26	R 2. 8. 20	R 2. 12. 2
		工事計画認可 ^{※3}	R 2. 10. 16	－	R 3. 2. 8

※1 H28. 12. 1の補正書にH25. 8. 5の申請内容を含めたため、H25. 8. 5の申請を取り下げた。

※2 H27. 2. 2の補正書にH25. 8. 5の申請内容を含めたため、H25. 8. 5の申請を取り下げた。

※3 津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係るもの。

特定重大事故等対処施設の設置^{※1}に係る申請

発電所		申請	申請日	補正書提出日	許認可日	運用開始日
美浜	3号機	原子炉設置変更許可	H30. 4. 20	R 2. 4. 1, R 2. 5. 22	R 2. 7. 8	R 4. 7. 28
		工事計画認可	R 2. 7. 10	R 3. 3. 24, R 3. 3. 31	R 3. 4. 6	
		保安規定変更認可	R 3. 9. 17	R 4. 2. 24, R 4. 3. 24	R 4. 3. 25	
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可	H31. 3. 8	R 1. 12. 26, R 2. 2. 5	R 2. 2. 26	3号機
		工事計画認可 ^{※2}	R 2. 3. 6 R 2. 8. 26	R 2. 4. 14, R 2. 12. 14 R 3. 4. 30, R 3. 8. 13	R 2. 12. 22 R 3. 8. 24	R 4. 12. 8 4号機
		保安規定変更認可	R 3. 9. 17	R 4. 2. 24	R 4. 3. 24	R 4. 8. 10
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可	H28. 12. 22	H29. 4. 26, H29. 12. 15	H30. 3. 7	1号機 R 5. 7. 14 2号機 R 5. 8. 31
		工事計画認可 ^{※2}	H30. 3. 8	H30. 10. 5, H31. 2. 19, H31. 3. 20, H31. 4. 9, H31. 4. 19	H31. 4. 25	
			H30. 11. 16	R 1. 5. 31, R 1. 8. 2, R 1. 8. 21	R 1. 9. 13	
			H31. 3. 15	R 1. 8. 2, R 1. 9. 27	R 1. 10. 24	
			R 1. 5. 31	R 1. 12. 25, R 2. 2. 13	R 2. 2. 20	
		保安規定変更認可	R 4. 5. 23	R 4. 12. 2	R 5. 1. 13	
	3、4号機	原子炉設置変更許可	H26. 12. 25	H28. 6. 3, H28. 7. 12	H28. 9. 21	3号機
		工事計画認可	H29. 4. 26	H30. 12. 21, H31. 4. 26, R 1. 7. 17, R 1. 7. 30	R 1. 8. 7	R 2. 12. 11 4号機
		保安規定変更認可	R 2. 4. 17	R 2. 9. 8, R 2. 9. 17, R 2. 9. 28	R 2. 10. 7	R 3. 3. 25

※1 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設。

本体施設の工事計画認可から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。

※2 複数回に分割して申請。

2. 高経年化制度に係る申請

発電所		申請	申請日	補正書提出日	認可日
美浜	3号機	長期施設管理計画認可（40年目）	R 6. 10. 15	R 7. 3. 21	R 7. 3. 27
大飯	3、4号機	長期施設管理計画認可（30年目）	R 5. 12. 21	R 6. 5. 31	R 6. 6. 26
高浜	1号機	長期施設管理計画認可（50年目）	R 6. 10. 24	R 7. 3. 21	R 7. 3. 27
	2号機	長期施設管理計画認可（40年目）	R 6. 7. 19	R 6. 12. 6	R 6. 12. 16
		長期施設管理計画変更認可（40年目）	R 7. 4. 21	R 7. 5. 14	R 7. 5. 20
	3、4号機	長期施設管理計画認可（40年目）	R 6. 8. 20	R 7. 1. 9	R 7. 1. 17

美浜発電所後継機の自主的な現地調査計画の策定

2025年9月17日
関西電力株式会社

当社は、2011年3月12日以降見合わせていた美浜発電所の後継機設置検討の自主的な現地調査を再開することとし、調査実施に向けて、今後、地元の皆さまへのご説明等を進めることを公表しました。

([2025年7月22日](#) お知らせ済み)

当社は、この度、調査計画を策定しましたのでお知らせいたします。

具体的には、まずは概略調査として、発電所の敷地内外を幅広く調査し、地質の概況を踏まえ、より優位なエリアを選定します。

詳細調査では、選定したエリアにおいて、地形や地質の状況を把握し、原子炉等の設置に適した地質・地盤であるかを確認します。これらの調査を2030年頃までに実施する予定です。

今後、準備が整い次第、調査を開始する予定であり、引き続き、地元の皆さまには、丁寧にご説明してまいります。

なお、後継機設置の判断にあたっては、本調査の結果に加え、革新軽水炉の開発状況や規制の方針、さらに投資判断を行う上での事業環境整備の状況を総合的に考慮する必要があるため、本調査の結果のみをもって後継機設置を判断するものではありません。

当社は、引き続き、安全最優先で原子力発電所の安全・安定運転に全力で取り組むとともに、地元をはじめとする皆さまのご理解を賜りながら、原子力発電事業を推進してまいります。

以 上

別紙：調査計画の概要

調査計画書については、[こちら](#) をご覧ください。

調査目的

- 新規規制基準の要求事項（将来活動する可能性のある断層等の認定等）を確認する。
- まずは概略調査として、発電所北側エリアおよび発電所南側エリアにおいて、地表面の地質の分布や将来活動する可能性のある断層等の有無を調べるために、ボーリング調査、弾性波探査、地表踏査を行い、地質の概況を踏まえ、より優位なエリアを選定する。
- 次に詳細調査として、選定したエリアにおいて、地形や地質の状況を把握し、原子炉等の設置に適した地質・地盤であるかを確認するために、試掘坑調査、弾性波探査、深淺測量、ボーリング調査、地震に関する調査を行う。

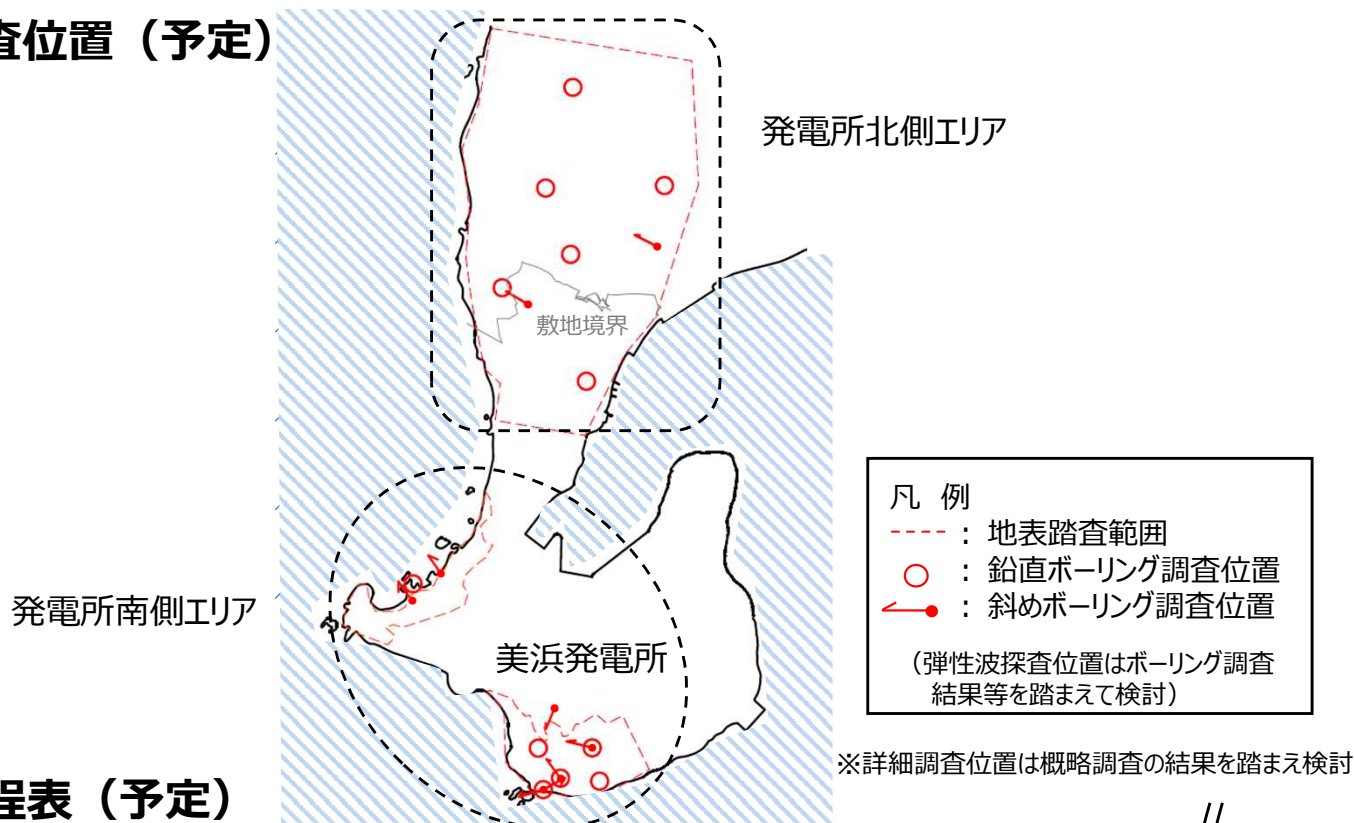
調査項目

- 概略調査：ボーリング調査、弾性波探査、地表踏査
 - 詳細調査：試掘坑調査、弾性波探査、深淺測量、ボーリング調査※、地震に関する調査
- ※概略調査の結果を踏まえて必要に応じて実施

実施期間（予定）

- 概略調査：（自）2025年11月（至）2027年3月
- 詳細調査：（自）2027年4月（至）2029年～2030年

概略調査位置（予定）



調査工程表（予定）

調査項目	2025年		2026年												2027年						2029～2030年
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	-
概略調査	現地調査																				
・ボーリング調査																					
・弾性波探査			分析・評価																		
・地表踏査																					
詳細調査																					
・試掘坑調査																					
・弾性波探査																					
・深淺測量																					
・ボーリング調査※																					
・地震に関する調査																					

※概略調査の結果を踏まえて必要に応じて実施

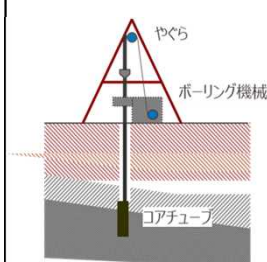
添付2-2

概略調査

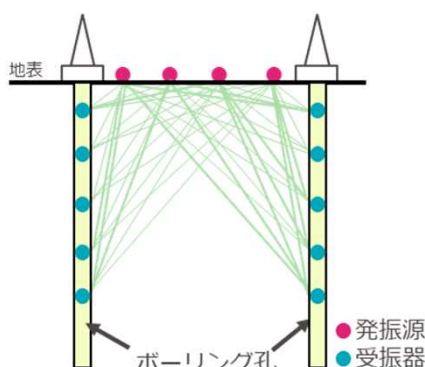
原子炉等の設置に適した地質、地盤であるか等を確認するため、陸域及び海域のボーリング調査・弾性波探査・地表踏査により地質の状況を概略把握する。

- ボーリング調査
ボーリングマシンにより、地盤を構成する岩石などを棒状に採取し、試料を観察・試験して地中の地質状況や岩石の性状を確認する。
- 弾性波探査
地盤中の微小な振動の伝わる速さを計測し、地盤の硬さの分布を確認する。ボーリング孔を利用し複数の探査測線を組み合わせることで、広く地質・地盤の状況を把握する。
- 地表踏査
地質などを観察・記録し、地表面の地質の分布状況を詳しく調べる。

ボーリング調査 (イメージ)



弾性波探査 (イメージ)



地表踏査 (イメージ)



詳細調査

原子炉等の設置に適した地質、地盤であるか等を確認するため、試掘坑調査、弾性波探査、深淺測量及び地震に関する調査により地形・地質の状況を詳細把握する。

なお、概略調査の結果次第では、追加でボーリング調査を実施する可能性がある。

- 試掘坑調査
2 m程度の坑道を掘削し、地盤を構成する岩石などを面的に把握し、試料を観察・試験して地中の地質状況や岩石の性状を確認する。
- 弾性波探査
地盤中の微小な振動の伝わる速さを計測し、地盤の硬さの分布を確認する。試掘坑等を利用し複数の探査測線を組み合わせることで広く地質・地盤の状況を確認する。
- 深淺測量
海域については、深部は調査船に取り付けた測深機により、浅部は現地測量により、海底の地形を測量する。
- 地震に関する調査
地震計を設置して地震等を観測し、記録の分析を行う。

試掘坑調査 (イメージ)



深淺測量 (イメージ)



地震に関する調査 (イメージ)

